

センター健康宣言

当センターが、「基本理念」を実践して地域に貢献し、職員と共に成長するためには、職員が健康であることが不可欠であり、また健康でないと職員がワークライフバランスを充実させることはできません。

当センターは、センターの成長を支える職員と家族の心身の健康を重要な経営資源の一つと捉え、健康維持・推進活動に対する積極的な支援と組織的な健康づくりの推進によって、職員がいきいきと豊かで快適・健康な社会生活ができ、また地域社会に貢献する組織を目指します。

一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター
理事長 中村 弘揮

公衛検健康管理方針

(目的)

第1条 センターは「健康宣言」に基づき、職員及び家族の心身の健康保持・増進と健康で快適な職場環境の形成を目的として、健康管理についての方針を定める。

(体制)

第2条 センターは健康管理を推進・実施するため、理事長を責任者とする健康経営推進チームを組織する。また、総務課長（本所）及び飛騨支所長（飛騨支所）を健康経営推進担当者とする。

- 2 健康経営推進チームは、健康管理に関して年間あるいは中期的な実施計画を定め、実施計画を推進する。
- 3 健康経営推進チームは、健康管理の実施状況について、定期的に経営会議に報告する。

(取組内容)

第3条 センターは職員一人ひとりが心身の健康保持増進に自律的に取り組めるよう、健康づくりを支援する。法令遵守を基本とし、予防医学の見地から、以下の枠組を体系的かつ包括的に健康管理を実施する。

- (1) 0次予防：職場のコミュニケーションの活性化により、職場の環境を改善に資する取組みを推進する。
- (2) 1次予防：研修等に依る社員への健康啓発や予防接種の実施等により、「疾病予防」に資する取組みを推進する。
- (3) 2次予防：健康診断等の実施徹底や健康診断後の保健指導等により、「疾病の早期発見・早期措置」に資する取組みを推進する。
- (4) 3次予防：休業と職場復帰制度などの規程や体制の整備等により、「疾病の再発防止・重症化予防」に資する取組みを推進する。